



2025年11月12日

各 位

会社名 株式会社東陽テクニカ
代表者名 代表取締役 社長執行役員 高野 俊也
(コード番号: 8151、東証プライム)
問合せ先 取締役 上席執行役員 松井 俊明
(TEL: 03-3279-0771)

事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）

導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、サステナビリティ経営へのコミットメントを強化するため、事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を、2025年12月19日開催予定の当社第73期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的及び条件

（1）導入の目的

本制度は、当社取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）において、持続的な企業価値向上のため、株主価値の共有に加えサステナビリティ経営へのコミットメントをより強く意識できるよう、環境・社会・企業統治に関する指標（以下、「非財務指標」という。）と取締役の報酬の連動性を高めるため、取締役の報酬制度の一部を改定するものです。

（2）導入の条件

当社の取締役の報酬については、2019年12月19日開催の第67期定時株主総会において、金銭報酬の額を年額350百万円以内（うち、社外取締役分を25百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く）、及び、2021年12月23日開催の第69期定時株主総会において取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入し、2024年12月20日開催の第72期定時株主総会において、その上限額を年額200百万円以内（うち、社外取締役分を20百万円）、株式数の上限を年10万株以内（うち、社外取締役分を年1万株以内）と、ご承認をいただいております。

本株主総会において、株主の皆様のご承認を得られることを条件として、対象取締役に対して、持続的な成長、重要な社会問題の解決に向けた取り組みの促進を目的に、非財務指標の目標達成状況等に応じて支給率を変動させる本制度を新たに導入する予定です。

対象取締役における本制度の報酬割合は、変動報酬の10%を目安とする設計としており、既存の譲渡制限付株式報酬制度における毎年の付与株式数の26%相当分を本制度に振り替えるものです。

これにより、当社は短期的な業績成果のみならず、持続的な成長や社会的価値創出に向けた成果を報酬に反映する仕組みを構築するものです。

この報酬制度の改定は、新たに報酬枠を大きく追加するものでなく、既存の株式報酬制度の一部を、非財務指標へのコミットメントを強化する方向に再構築するものです。

2. 本制度の概要

本制度は、原則として中期経営計画に沿った連続する3事業年度を通じた企業価値向上に対するインセンティブとすることを目的として、当社普通株式（以下、「当社株式」という。）の交付を行う事後交付型の業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度です。

当社株式の交付は、原則として業績評価期間終了後に、対象取締役に対して金銭報酬債権を支給することとし、既存の譲渡制限付株式報酬制度と同様に、当社による株式の発行または自己株式の処分に際して、その金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付することになります。

本制度の対象となる初回の業績評価期間は2025年10月1日から2027年9月30日までの2事業年度です。次回以降は、本議案で承認を受けた範囲内で、連続する3事業年度を業績評価期間とする本制度の実施を予定しています。

（1）本制度に係る報酬の上限額及び株式総数の上限

本制度では、各対象取締役の役位に応じてユニット（以下、「基準株式ユニット」という。）の数（1ユニット＝当社株式1株）に、業績評価指標の目標達成状況等に応じた支給率を乗じて、各対象取締役に交付する当社株式の数を決定します。

基準株式ユニットの数は、既存の譲渡制限付株式報酬制度の各役位の付与株式数の26%相当分を3事業年度分積み上げたものとします。

当該金銭報酬債権と当該金銭の総額は、確定株式ユニット数に、業績評価期間終了後における本制度に基づく当社株式の割当に関する株式発行または自己株式の処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値（当該日に終値が公表されない場合には終値の取得できる直近の日まで遡って算定します。以下、「交付時株価」という。）を乗じた金額とします。対象取締役に交付する当社株式の数（以下、「交付上限株式数」）は3事業年度の合計で60,000株以内（1事業年度当たり20,000株以内）（注）、対象取締役に支給する1年当たりの金銭報酬債権総額の上限は3事業年度の合計で120百万円以内（1事業年度当たり40百万円以内）とします。

（注）

確定株式ユニット数の合計及び交付上限株式数は、本議案が承認可決した日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他当社株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

（2）交付する当社株式の数及び支給する金銭の額の算定方法

計算式は以下のとおりです。

(A) 各対象取締役に交付する当社株式の数

基準株式ユニット数×支給率

(支給率)

当社取締役会にて非財務指標の項目及び目標値を設定し、各項目の目標達成状況等に応じて支給率は変動し、60%から140%の範囲内で決定されます。

初回の対象となる指標は以下を予定しております。

2回目以降の非財務指標については、取締役会において決定いたします。

指 標
(1) GHG 排出量削減率達成
(2) CDP「気候変動」スコア向上
(3) 脱炭素社会実現に貢献するソリューションの売上増加
(4) 女性管理職比率向上
(5) 健康経営優良法人認定取得

(B) 各対象取締役に支給する金銭報酬債権の額

上記(A)の当社株式の数×交付時株価

(3) 退任等の場合の取り扱い

業績評価期間中に任期満了等の正当な事由で退任した対象取締役に対しては、業績評価期間における当社の取締役としての在任期間等に応じて合理的に算定された当社株式を交付するものとします。なお、株式の交付に際しては、(6)記載の譲渡制限契約を締結するものとします。

また、業績評価期間中に対象取締役が死亡により退任した場合、金銭報酬債権について現物出資させることなく、当該対象取締役の承継者となる相続人に対して、当該対象取締役について合理的に算定される金銭報酬債権及び金銭の総額を基準に、当該対象取締役の在任期間等を勘案して合理的に算定される額の金銭を支給します。なお、当該相続人に対しては、当社株式の交付は行わないものとします。

任期満了、死亡その他正当な理由があると取締役会が判断する場合を除き、対象取締役が退任した場合には、対象取締役は本制度にかかる権利を喪失します。

(4) 組織再編等における取り扱い

業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、金銭報酬債権について現物出資させることなく、当該対象取締役について合理的に算定される金銭報酬債権及び金銭の総額を基準に当該組織再編等の効力発生日までの期間等を勘案して合理

的に算定される額の金銭を支給することができるものとします。

(5) 本制度における当社株式の交付の条件

- ① 業績判定期間において当社の取締役の地位にあったこと
- ② 当社取締役会にて定める一定の非違行為、その他当社取締役会が本制度に基づく権利の没収を相当と定める事由がなかったこと
- ③ その他業績連動型株式報酬としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

(6) 本制度により交付された株式に係る譲渡制限契約の内容

本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

(ア) 謙渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により付与を受けた日から当社の取締役を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により付与を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。ただし、当該退任した日が、本割当株式の割当を受けることとなった日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について合理的な範囲で調整することができる。

(イ) 謙渡制限の解除

当社は、対象取締役の退任が、任期満了、職務を継続しがたい疾病、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由による退任であることを条件として、本割当株式の全部（ただし、下記(ウ)により本割当株式の一部を当社が無償取得する場合にはその無償取得後の残部）について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(ウ) 本割当株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(イ)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、譲渡制限期間の間に、禁固以上の刑に処せられた場合、当社の事業と競業する業務に従事した場合、法令・当社の内部規程に重要な点で違反した場合等一定の非違行為があった場合その他当社の取締役会で定める事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部又は一部を無償で取得する。

(エ) 組織再編等における取扱い

上記(ア)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合等においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上